

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成26年7月14日
白鳥病院	〃
中央病院	平成26年7月16日
県立病院課	平成26年7月25日
がん検診センター	平成26年8月18日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 未収金について、督促状の発行が著しく遅れており、催告状も発行されていないものがあつた。また、平成25年度未収金整理票が作成されていなかった。（白鳥病院）

(イ) 県主催の公開講座の参加負担金について、企業出納員又は現金取扱員でない職員が現金で収納し、その職員名義の現金領収書を交付していた。また、交付した現金領収書の控えを保管していなかった。（県立病院課）

(ウ) 現金の収納に関する事務をつかさどる職員を現金取扱員に命じていなかった。（県立病院課）

(エ) 収入処理した補助金のうち、医業外未収金に計上すべきところを、医業未収金に計上しているものがあつた。（県立病院課）

(オ) 現金受払簿の取扱者押印欄に、企業出納員又は現金取扱員でない者の押印があつた。（がん検診センター）

イ 手当の支給について

(ア) 休暇により通勤していない者に、誤って通勤手当が支給されているものがあつた。（中央病院）

(イ) 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあつたので、正当額との差額

を追給する必要がある。(中央病院)

ウ 契約事務について

(ア) 院内設備の賃貸借契約について、購入見込価格が250万円以上であるにもかかわらず、病院局特殊物品購入等審査会に諮ることなく、契約手続を行っているものがあつた。(丸亀病院)

エ 物品、財産について

(ア) 過去に他施設から引き継いだ固定資産について、減価償却の処理がされていないものがあつた。(白鳥病院)

(イ) 耐用年数を経過した帳簿価格50万円未満の固定資産の廃棄について、病院長による決定を受けていなかった。(中央病院)

(ウ) 固定資産台帳について、改良工事によって取得した固定資産の額が加算されていないものがあつた。(中央病院)

(エ) 平成25年度に取得した駐車場等(舗装)について、その他有形固定資産に計上すべきところを、建物に計上していた。(中央病院)

(オ) 物品購入伺について、決裁年月日、単価、購入理由等が記入されていないものがあつた。(がん検診センター)

(3) 検討指示事項

(ア) 物品購入その他経費支出伺の様式について、見直しを検討する必要がある。(丸亀病院)

(イ) 各病院で使用する支出関係書類の様式について、統一的な取扱いを検討する必要がある。(県立病院課)